

岩倉市基幹相談支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の2第2項に基づき設置する岩倉市基幹相談支援センター（以下「センター」という。）が行う事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、岩倉市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができる法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者又は法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者（以下これらを「事業者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業により支援を行う者は、市内に居住する支援を必要とする障がい者及び障がい児並びにその家族等とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(事業内容)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 法第77条の2第1項の規定に関する業務
- (2) 地域の相談支援体制の強化に関する業務
- (3) 地域移行及び地域定着の促進に関する業務
- (4) 権利擁護及び虐待の防止に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(配置職員等)

第5条 事業者は、事業の実施に当たり、専門的職員（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を4人以上配置しなければならない。

(遵守事項)

第6条 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、当該利用者に提供されるサービス等が特定の種類

又は特定のサービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公平中立に相談支援等を行わなければならない。

2 事業者及びその従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者に関する秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。